

国連軍関係者の犯罪事件簡易送致要領の制定について（例規通達）

平成12年12月6日
広刑総第1181号警察本部長
各部長・参事官
各所属長

裁判所の事件に関する記録その他の書類が日本工業規格A列4番左横書きとなることに伴い、広島地方検察庁検事正から、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第193条第1項の規定に基づき、国連軍関係者の犯罪事件の送致手続の特例に関する件（平成12年10月27日付け広地刑第1659号）により指示があったので、みだしの要領を別添のとおり定め、平成13年1月1日から実施することとしたから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、国連軍関係者の犯罪事件の送致手続の特例について（昭和28年11月2日付け広捜第6390号）は、平成12年12月31日限り廃止する。

別添

国連軍関係者の犯罪事件簡易送致要領

第1 目的

この要領は、国際連合の軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪（その軍隊の派遣国が「日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書」（以下「議定書」という。）に署名を了した国である場合に限る。）のうち、簡易送致手続をとることができるものの処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 簡易送致手続をなし得る事件

簡易送致手続をなし得る事件は、次のとおりである。ただし、被疑者が少年であって罰金以下の法定刑に当たる犯罪事件を除く。

- 1 日本国の法令によって6月以下の懲役以下の刑に当たる罪
- 2 次に掲げる罪
 - (1) 住居侵入（刑法（明治40年法律第45号）第130条。ただし、実力をもって、制止に反して又は暴力によって行われた場合を除く。）
 - (2) 公然わいせつ（刑法第174条）
 - (3) 暴行（刑法第208条）
 - (4) 傷害（刑法第204条。ただし、7日以上に加療を必要とする身体の傷害がじゃっ起された場合を除く。）
 - (5) 被害額が5,000円以下の窃盗等財産に関する犯罪（刑法第235条、第246条、第252条及び第254条に当たる罪で被害額が5,000円以下のもの）
 - (6) 盗品譲受け等に関する罪（刑法第256条に当たる罪で、価格が5,000円以下のもの）
 - (7) 私有財産毀（き）損又は破壊で、被害額が5,000円以下のもの（刑法第260条及び第261条に当たる罪で被害額が5,000円以下のもの）
 - (8) 酒酔い運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2第1号）
 - (9) 秩序を乱す行為（軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条）
 - (10) 5,000円以下の債務の支払を故意に怠った行為（刑法第246条に当たる罪で被害額が5,000円以下のもの）
 - (11) 前記(1)から(10)までに掲げる犯罪の未遂行為で、日本国の法令によって犯罪となるもの

第3 簡易送致手続要領

- 1 簡易送致書は、別記様式第1号のとおりとする。
- 2 前記1の送致書には、国連軍当局に対して発した当該事件に関する犯罪通報書（別記様式第2号）の写しを添付するものとし、当該事件が国連軍当局から通告されたものであるときは、その通告書を添付するものとする。
- 3 前記1の送致書は、遅くとも前記2の犯罪通報書を発し、又は通告書を受け取った日の翌日に検察庁に到達するよう発送するものとし、その到達が不可能と認められるときは、その旨を直ちに適宜の方法により検察庁に連絡しなければならない。
- 4 送致手続の特例に関する件（昭和25年8月1日付け広島地検発第1931号）は、国連軍関係者の犯罪事件については、適用されない。

第4 議定書に署名を了した国

議定書に署名を了した国は、次のとおりである。

- (1) オーストラリア連邦
- (2) カナダ
- (3) ニュー・ジーランド
- (4) 英国（グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国）
- (5) 南アフリカ共和国
- (6) フランス共和国
- (7) イタリア共和国
- (8) フィリピン共和国

(別記)
様式第1号

		閣	主任検察官	
<p>国連軍関係者の犯罪事件簡易送致書</p> <p style="text-align: right;">送 () 第 号 年 月 日</p> <p>検察庁 検察官 殿</p> <p style="text-align: right;">警察署 司法警察員 ㊦</p> <p>下記被疑事件を送致する。</p>				
検 番 号		検 第 号		
罪 名 , 罰 条				
被 疑 者	国 籍			
	所属部隊又は住居			
	階級又は職業			
	氏 名	年 月 日生 (歳) 性別		
	兵籍番号又は 身分証明書番号			
	続 柄			
犯 罪 事 実 (日時・場所・ 方法・被害等)				
発 覚 の 端 緒				
犯 罪 の 動 機				
情 状				
身柄その他の処置				
意 見				

(注意) 1 本書には、犯罪通報書(写し)又は国連軍当局からの通告書を添付すること。

2 身柄を引き渡した場合には、「逮捕被疑者引継書」を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第 2 号

(参考 記入上の注意)
 一、「犯罪の区別」欄中軽微犯は、諒解事項第二部(※合意事項)第四〇項(A)に該当する犯罪、重要犯は、諒解事項第二部(※合意事項)第四〇項(B)に該当する犯罪であること。
 二、「犯罪の区別」欄は、軽微犯・重要犯の両者のうちで非該当を横線で抹消すること。
 三、「備考」欄に本通報の取扱責任者及び本通報を受領した者の氏名を明らかにしておくこと。

No. _____					
国連軍関係者による犯罪の通報					
1 通報先					
2 通報者					
3 通報年月日					
被 疑 者	氏 名				
	国 籍	性別	年齢		
	兵籍番号又は身分証明書番号		階級又は職業		
	所属部隊名又は住居				
犯 罪	罪名(罰条)				
	犯罪の区別	軽微犯 (Minor Offense) 重要犯 (Major Offense)			
	被疑事実の概要				
拘 禁	逮捕年月日				
	留置の場所				
	留置機関				
備 考					
					注 意
					一、被疑者の氏名及び部隊名は、英文を併記すること。 二、身柄を引き渡したものに付いては、その年月日を「備考」欄に記入すること。 三、任意捜査によるものについては、「拘禁」欄を空欄にし、「備考」欄にその旨を記入すること。